(案)

(営業用)

請 書

1 売買物件の所在 町

郡 村字 留萌管理区 林班

2 売買物件の所在する面積 ha

3 売買物件の種類及数量 立木 本 m³

4 見積(入札)書記載金額 円

5 消費税及び地方消費税の額 円

6 売買代金額 円

7 売買物件の搬出期限 契約日の3年後の前日

(主伐箇所の巻立期限は令和6年8月31日)

上記の北海道有林野の産物の買受けについて次の条項を遵守の上、お請けします。

- 第1条 売買代金を、北海道留萌振興局長が発行する納入通知書によりその納入期限 までに納入するものとする。
- 2 前項の納入期限までに買受代金を完納しない場合は、当該未納の代金につき、年 10.75 パーセントの割合をもって、その納入期限の翌日から完納するに至った日ま での日数によって計算した額(その額が 500円未満であるときは、これを切り捨て る。)を当該代金の延滞に係る違約金として支払いするものとする。
- 第2条 売買物件の引渡しは、北海道留萌振興局長の指定する日において引渡しを受け受領書を提出するものとする。
- 第3条 事業執行上、支障となる立木は、あらかじめ北海道留萌振興局長に届け出て、 北海道留萌振興局長の指定する方法により買い受けるものとする。
- 第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異義はない。 ① 売買代金又は売買代金の延滞に係る違約金を納入期限までに納入しないとき。
 - ② その他関係規則に示された重要な条件に違反したとき。
- 第5条 前条に基づき、この契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償として支払うものとする。
- 第6条 前各条のほか、北海道有林野産物売払規則(昭和36年北海道規則第9号)の 定めるところによるものとする。

令和 年 月 日

北海道留萌振興局長 様

買受人 住所

氏名

※本契約物件は、持続可能な森林の整備管理が営まれている森林であり、伐採にあたっては森林に関する法令に照らし手続きを適正に行っている立木である。